相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市西区大字指扇四二七九番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　梶　多美三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウイング一四階Bアーク法律事務所　相続財産管理人　大澤　一司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市幸町二丁目三〇番地、最後の住所さいたま市南区大字広ヶ谷戸三〇一番地一　被相続人　亡　佐久間カネヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

さいたま市浦和区仲町二丁目二番六号四〇四　相続財産管理人　佐藤　美好

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市新富町六番地の二二、最後の住所千葉市稲毛区山王町四二四番地八　被相続人　亡　濱本　洋樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県刈田郡蔵王町宮字松手四七番地、最後の住所東京都港区芝浦三丁目二番一五―一〇〇一号　被相続人　亡　横山　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階隼あすか法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大石　忠生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚一丁目一四五〇番地、最後の住所東京都板橋区新河岸二丁目一〇番八―二〇二号　被相続人　亡　髙﨑よ志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市台町四丁目一六番、最後の住所東京都八王子市小比企町一七九三番地四　被相続人　亡　工藤スミエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市堀越二六一八番地、最後の住所新潟県阿賀野市堀越二六一五番地三　被相続人　亡　横渡太一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

新潟市中央区川端町三丁目五番地一コープ野村川端町A―一二〇九号　相続財産管理人　菊池　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町良川ヌ部一〇二番地、最後の住所石川県七尾市矢田町二二号七株田一二番地五特別養護老人ホームあっとほーむ若葉　被相続人　亡　林　小宇多

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

石川県七尾市寿町二六番地　相続財産管理人　長部　教孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市横須賀一三〇番地一、最後の住所静岡県掛川市横須賀一三〇番地の一　被相続人　亡　大石　進一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

静岡県掛川市中央一丁目二二―一オオハシビル四階北　相続財産管理人　弁護士　長谷川隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区似島町字家下六六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**谷**岡　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

広島市佐伯区美鈴が丘西一丁目一番七―九一〇八号、事務所広島市中区東白島町一四番一五号　相続財産管理人　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市溝堀三丁目二番、最後の住所福岡県直方市溝堀三丁目二番六一号　被相続人　亡　光永　昌利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

福岡県直方市新町三丁目三番四二号吉村拓法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉村　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市亀川四の湯町一三〇四番地、最後の住所大分県別府市大字亀川一一二八番地の八　被相続人　亡　栗林　龍一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

大分市公園通り二丁目一五番地の五　相続財産管理人　清水　立茂

無縁墳墓等改葬公告

北浦墓地一部改葬に伴い、適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年九月七日

一、墳墓等所在地　兵庫県加古川市野口町水足一三一八番地

一、墳墓等の名称　水足北浦墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県加古川市野口町水足一八四四番地の一　北浦墓地改葬委員会委員長　岡田　孝次　電話〇七九―四二四―七七五〇

第６期決算公告

平成22年９月７日

宮城県石巻市三河町10番地

石巻飼料株式会社

代表取締役社長　千田　耕一

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,267
	固定資産	1,224
	合計	101,491
負債及び純資産の部	流動負債	47,187
	賞与引当金	6,765
	固定負債	2,268
	退職給付引当金	2,268
	株主資本	52,036
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,036
	その他利益剰余金	2,036
	（うち当期純損失）	(6,371)
	合計	101,491